

杉並区立学校校長 宛

杉並区教育委員会事務局
次 長 齊藤 俊朗

まん延防止等重点措置の適用に伴う教育活動について（通知）

区立学校においては、令和 3 年 6 月 8 日付 3 杉教第 2501 号「杉並区立学校感染症対策と学校運営に関するガイドライン（令和 3 年 6 月）」に基づき、感染症対策を徹底して行うとともに、区内の感染状況を踏まえた上で教育活動を進めていただいているところです。

こうした中、政府は、令和 3 年 6 月 17 日に、10 都道府県に発令している「緊急事態宣言」を期限の 20 日で解除し、東京などの地域を「まん延防止等重点措置」へ移行することを決定しました。

つきましては、「まん延防止等重点措置」が適用される期間の教育活動については、下記のとおりとしますので、感染症防止対策を徹底しながらの学校運営の継続をお願いいたします。

記

1 感染症予防策の徹底

「杉並区立学校感染症対策と学校運営に関するガイドライン（令和 3 年 6 月）」の遵守・徹底を図る。

2 教育活動の留意点

感染症対策を講じてもなお飛沫感染の可能性が高い学習活動は行わない。

3 集団宿泊行事等の実施について

令和 3 年 4 月 16 日付 3 杉教第 790 号「令和 3 年度における集団宿泊的行事等の実施について」に基づき実施する。ただし、修学旅行については、延期が難しい場合や旅行先の感染状況により、感染症対策を十分に講じるとともに、保護者や学校関係者の同意のもと、校長判断で実施することを可とする。

4 部活動について

部活動については、感染リスクの高い活動は控える。特に、接触等を伴う活動等において、可能な限りの感染症対策を講じても生徒の安全を確保することができない場合は、実施を控える。対外的な活動のうち、東京都または杉並区が主催するもの及び校長が認める区内に限定した練習試合等は、実施することを可とする。

【問い合わせ】

教職員の服務に関すること	教育人事企画課教育人事係	電話 5307-0669（直通）
教育活動に関すること	済美教育センター指導主事	電話 3311-0021
学校保健に関すること	学務課保健給食係	電話 5307-0762（直通）